

(号外)
大蔵省印刷局発行

目次

省令

- 介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令(厚生省令第二二二号)
- 訪問介護員に関する省令(同二二三号)

告示

- 厚生大臣が定める者等の一部を改正する件(厚生省令第六〇号)
- 使用薬剤の業価(業価基準)を定める件(同六一)

四

二一

○厚生省令第二二二号
介護保険法施行令(平成十年政令第四百十一号)第三十五条の二第一項、第四項、第六項及び第九項の規定に基づき、介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。平成十二年三月十日
介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令
介護支援専門員に関する省令(平成十年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(令第三十五条の二第一項の厚生省令で定める要件)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の業務従事期間要件該当者とは」を「介護保険法施行令(平成十年政令第四百十一号。以下「令」という。)第三十五条の二第一項の厚生省令で定める要件は」に、「である者」を「である」と改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条とする。

第二条中「前条第一項の介護支援専門員実務研修受講試験」を「令第三十五条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)」に改める。
第三条中「第一条第一項の介護支援専門員実務研修」を「令第三十五条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)」に改める。

第四条を次のように改める。

(登録証明書の様式)
第四条 令第三十五条の二第二項に規定する登録証明書の様式は、別記様式によるものとする。
本則に次の二条を加える。

(介護支援専門員実務研修受講試験を行う者に係る指定の申請)

第五条 令第三十五条の二第四項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験を行う者に係る指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 介護支援専門員実務研修受講試験の名称
- 三 介護支援専門員実務研修受講試験を行う施設の所在地
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 事業開始当初の年度の事業の計画
- 六 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 七 手数料その他介護支援専門員実務研修受講試験の受験者から受領する金額
- 八 その他指定に係る必要があると認める事項

九 第三十五条の二第四項第三号イの厚生省令で定める事項は、前項第七号に掲げる事項とする。
令第三十五条の二第四項第三号ロの厚生省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

(介護支援専門員実務研修を行う者に係る指定の申請)

第六条 令第三十五条の二第六項の規定により介護支援専門員実務研修を行う者に係る指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 介護支援専門員実務研修を行う施設の所在地
- 三 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 四 事業開始当初の年度の事業の計画
- 五 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 六 手数料その他介護支援専門員実務研修受講試験の受験者から受領する金額
- 七 その他指定に係る必要があると認める事項
- 八 その他指定に係る必要があると認める事項

九 第三十五条の二第六項の規定により介護支援専門員実務研修を行う者に係る指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 介護支援専門員実務研修を行う施設の所在地
- 三 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 四 事業開始当初の年度の事業の計画
- 五 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 六 手数料その他介護支援専門員実務研修受講試験の受験者から受領する金額
- 七 その他指定に係る必要があると認める事項
- 八 その他指定に係る必要があると認める事項
- 九 その他指定に係る必要があると認める事項

△ 省令

七 受講料その他介護支援専門員実務研修の受講者から受領する金額
八 介護支援専門員実務研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目
九 その他指定に関し必要があると認める事項

2 令第二十五条の二第六項第三号イの厚生省令で定める事項は、前項第七号及び第八号に掲げる事項とする。

3 令第二十五条の二第六項第三号ロの厚生省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る)までに掲げる事項とする。

4 令第二十五条の二第六項第三号ハの厚生省令で定める事項は、介護支援専門員の氏名、性別、介護支援専門員実務研修受講試験の合格年月日並びに介護支援専門員実務研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

附則第一項中「法」を「介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)」に改め、附則第二項の前の見出し及び同項を削り、附則第三項中「第一条第二項第一号」を「第一条第一号」に改め、同項を附則第二項とし、同項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第四項を削り、附則の次に次の二様式を加える。

別記様式(一)(第四条関係)

介護支援専門員登録証明書(携帯用)		
別記様式(二)(第四条関係)		
氏 年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生
介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)により登録された介護支援専門員であることを証明する。		
年 月 日 都道府県知事 印		
第 号 附 則		

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○厚生省令第二十三条
介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二条の二第一項第二号、第二項第一号並びに第

二号イ及びロ並びに第四項の規定に基づき、訪問介護員に関する省令を次のように定める。

平成十二年三月十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

(研修の課程)

第一項 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第二条の二第一項各号に掲げる研修(以下「研修」という。)の課程は、一級課程、二級課程及び三級課程とする。

2 一級課程は、二級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員(訪問介護員のうち、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の連絡調整、他の訪問介護員に対する指導監督その他の訪問介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うもの)をいいう。(以下同じ。)が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、二級課程を修了したものとする。

3 二級課程は、訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

4 三級課程は、訪問介護員が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

(研修の方法)

第一項 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。

第二項 講義は、通信の方法によつて行うことができるものとする。この場合においては、添削指導及び面接指導を適切と認める方法により行わなければならない。

(証明書の様式)

第三項 令第二条の二第一項に規定する証明書の様式は、別記様式によるものとする。

(指定の申請)

第四項 令第二条の二第一項第二号の事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地(講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 研修の名称及び課程

三 事業所の所在地(講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)

四 学則

五 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
六 実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名(法人にあつては、その名称)

七 前号の施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書

八 収支予算及び向こう二年間の財政計画

九 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款

十 その他指定に関し必要があると認める事項

十一 講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出しなければならない。

一 講義を通信の方法によつて行う地域

二 添削指導及び面接指導の指導方法

三 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

(指定の基準)

第五条 令第二条の二第一項第二号の厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一級課程に係る基準

イ 修業年限は、おおむね一年以内であること。

ロ 研修の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

ハ 別表第一に定める各科目を教授すること。

二 講師は、一級課程を教授するのに適当な者であること。

本 別表第一に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。